

公告

福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第17条の25第1項の規定により定めた農用地利用集積等促進計画について、次のとおり一部を取り消した。

令和7年12月12日

福島県知事 内堀 雅雄

- 農用地利用集積等促進計画（令和7年度第21号の一部取消し）の内容  
別紙のとおり。

1 取消しする権利

番号	利用権を設定する者		利用権の設定を受ける者		利用権を設定する土地			利用権の設定内容		
	氏名又は名称	住所又は所在地	氏名又は名称	住所又は所在地	所在及び地番	現況地目	契約面積(m <sup>2</sup> )	権利の種類	始期	終期
260	大串 郁子	山形県米沢市	末 芳治	福島県南相馬市	福島県南相馬市小高区小屋木字宮前82	田	2,268.00	使用貸借	R7.10.1	R17.12.31